

室長		係長		主査		係	
気象予警報等受理票							
午前 午後	年 月 日	電話 無線	時 分	連絡			
発信者					受信者		
予警報 の種類					発表時刻		午前 午後 分
受 理 事 項							
処 理 て ん 末							

災 害 情 報			
報 告 時 限	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 湖 位 波 高 風 速 他 そ の 他		
交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 話 道 電 水 (飲料水) 電 気 他 そ の 他		
応 急 措 置 の 状 況	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設 置	
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員)	(救助実施内容)

	(3) 避難の 状況	区分	地区名	避難場所	人員	時間
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
応 急 措 置 の 状 況	(4) 自衛隊派遣 要請の 状況					
	(5) その他の 措置の 状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員 市町村職員 消防職員 消防団員 その他(住民等) 計	(イ) 主な活動状況 名 名 名 名 名			
そ の 他	(今後の見通し等)					

(注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告 (速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 分				
災害発生場所										
発信	機関名				受信	機関名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額 (千円)		項目		件数等	被害金額 (千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道 工 事	河川	箇所		
	行方不明	人					海岸	箇所		
	重傷	人					砂防設備	箇所		
	軽傷	人					地すべり	箇所		
計		急傾斜地	箇所							
			道路	箇所						
② 住家被害	全壊	棟		小計		箇所				
		世帯				橋梁	箇所			
		人				計	箇所			
	半壊	棟		⑥ 水産被害		市町村 工 事	河川	箇所		
		世帯			道路		箇所			
		人			橋梁		箇所			
	一部破損	棟			計	箇所				
		世帯			漁船	沈没流失	隻			
		人				破損	隻			
	床上浸水	棟			計	隻				
世帯			漁港施設		箇所					
人			共同利用施設		箇所					
床下浸水	棟		その他施設		箇所					
	世帯		漁具(網)	件						
	人		水産製品	件						
計	棟		その他	件						
	世帯		計							
	人		道 有 林	林地	箇所					
	棟			治山施設	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道 有 林	林地	箇所		
		その他	棟				林道	箇所		
	半壊	公共建物	棟				林産物	箇所		
		その他	棟				その他	箇所		
	計	公共建物	棟				小計	箇所		
		その他	棟			一般 民 有 林	林地	箇所		
	④ 農業被害	農地	田	流失・埋没		ha		治山施設	箇所	
				浸水		ha		林道	箇所	
			畑	流失・埋没		ha		林産物	箇所	
				浸水		ha		その他	箇所	
農作物		田	ha		小計	箇所				
		畑	ha		林地	箇所				
農業用施設		箇所		計	箇所					
共同利用施設		箇所								
営農施設		箇所								
畜産被害		箇所								
その他	箇所									
計										

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)	
⑧衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所		法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所					
火葬場	箇所							
計				⑬その他	鉄道不通	箇所	—	
					鉄道施設	箇所		
					被害船舶 (漁船除く)	隻		
					空港	箇所		
					水道	戸	—	
					電話	回線	—	
					電気	戸	—	
					ガス	戸	—	
					ブロック塀等	箇所	—	
					都市施設	箇所	—	
計				計		—		
⑨商工被害		商業	件	被害総額				
		工業	件	火災発生	建物	件		
		その他	件		危険物	件		
計		件			その他	件		
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所		消防団員出動延人数				人
	中学校	箇所						
	高校	箇所						
	その他文教施設	箇所						
計		箇所						
公共施設被害市町村数		団体						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
消防職員出動延人数		人						
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)							
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告)								
○災害発生場所								
○災害発生年月日								
○災害の種類概況								
○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意								
○応急対策の状況								
・避難の勧告・指示の状況								
・避難所の設置状況								
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況								
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況								
・自衛隊の派遣要請、出動状況								
・災害ボランティアの活動状況 ほか								

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
①人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
②住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの。)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	

被害区分		判 断 基 準
②住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽、いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。

被害区分		判断基準
⑨ 商工 被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（回線数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等 都市施設	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材25万円以上 使用団体分				備考
	団体数	活動 延人数	主要 資材	その他 資材	計	団体数	使用資材費			
							主要 資材	その他 資材	計	
支庁分 前回迄		人	円	円	円					
月分										
月分										
月分										
小計										
累計							円	円	円	
水防管理 団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計							円	円	円	

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の()書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用類を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材25万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

様式1 (共通)

救助の種目別物資受払状況

深川市

救助の種目別	年月日	品目	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による 食品供与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器 具燃料								
燃料及び消耗品								
計								

(注)

- 1 「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 物資等において、北海道よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の数及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 「備考」欄には、払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式2

避難所設置及び収容状況

深川市

避難所の名称	種 別	開設期間 月 日 ～ 月 日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品名	数量		
		既 存 施 設						
		野 外 仮 設						
		天 幕						
計								

(注)

- 1 「種別」欄には、既存施設、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避 難 者 カ ー ド

(注意) 世帯ごとに作成

避難所名					受付日時	年 月 日 時 分		
					担当職員			
住 所					町内会名			
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項		

離散家族 (今後、避難所に合流の見込まれる家族)

氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項	

備考 (消息等)

物資・食糧管理の記録

物資・食糧名	受入月日	数量	配給月日	数量	残量	担当	備考

様式3

被災者救出状況記録簿

深川市

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支 出額	備考
		名称	借上費		修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理) 氏名	金額	修繕 月日	修繕費			
年月 日	人				円	月日	円		円	

(注)

- 1 「種別」欄には、既存施設、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式2

世帯構成員別被害状況

深川市

年 月 日 時現在

被害別	世帯構成員別										計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯			
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上(下)浸水													
合計													

全壊（焼）、流身世帯分
半壊（焼）及び床上浸水世帯分

品名	単価	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
		(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円				計				
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																		

(注)

- 1 本表は、全壊（焼）、流身世帯分と半壊（焼）及び床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 「品目」欄は、寝具、被服、その他生活必需品の順に記入すること。
- 3 各品目毎の「備考」欄には、道及び市調達分を明らかにしておくこと。

様式4

物資の給与状況

深川市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった世 帯構成人員	給与 月日	物資給与の品目					実支 出額	備考
				布団	毛布					
		人	月日						円	
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 氏名

印

(注)

- 1 住家の被害程度には、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日には、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 「物品給与の品名」欄には、数量を記入すること。

物資給与及び受領簿

深川市

住宅被害	1 全壊(焼)	2 流失	世帯 構成員数	
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水		

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所

世帯主氏名

印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

(注) 被災者が記入する受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式2

飲料水の供給簿

深川市

供給 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借上			修繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	概 修 繕 要 の			
計											

(注)

- 1 給水用機械器具は、借上の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

病院診療所医療実施状況

深川市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		備 考
				入院	通院	入院	通院	
						人		
計 機関	人							

(注) 「診療区分」欄には、該当欄に「○」印を記入すること。

様式4

助 産 台 帳

深川市

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日	円	
計					

様式2

遺体の搜索状況記録簿

深川市

年月日	搜索人員	名 称	搜索用機械器具						燃料費	実支出額	備考
			借上費			修繕費					
			数量	所有者(管理者) 氏名	金額	修理 月日	修繕費	修繕の 概要			
計											

(注)

- 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、湖沼の原因及び主な故障箇所を記入すること。

埋 葬 台 帳

深川市

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費			備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 と 関 係	氏 名	棺(附属品 を含む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	
計		人							

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入すること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式1

障害物除去の状況

深川市

住宅被害 程度区分	氏 名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 (焼)	世帯			
	床上 浸水	世帯			

様式2

輸 送 記 録 簿

深川市

輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等			修 繕					燃 料 費	実 支 出 額	備 考
			使用車両等			故障車両等		修 繕 月 日	修 繕 費	故 障 の 概 要			
			種 類	台 数	金 額	名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円					円		円	
計													

(注)

- 1 「目的」欄は、主なる目的（又は救助の種類）を記入すること。
- 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上等を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式1

学用品の給与状況

深川市

学校名	学年	児童 生徒 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与			品の内訳			実 支 出 額	備考
					教科書		その他学用品					
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日								
計	小学校		人									円
	中学校		人									円

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

印

(注)

- 1 「給与年月日」欄には、その児童生徒に対して最後に給付した給付月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式1

深 企 総 自 自
年 月 日

空知総合振興局長 様

深川市長 印

自衛隊災害派遣の要請依頼について

標記のことについて、次のとおり のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害
派遣の要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊が展開できる場所
5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(注) 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

様式2

深 企 総 自 自
年 月 日

空知総合振興局長 様

深川市長 印

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼について

年 月 日付け（文書番号）で要請依頼した災害派遣については、
ので、次の日時をもって撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請日時 年 月 日 時 分
2. 撤 収 区 域

様式1

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		TEL			FAX		
災害の状況・派遣理由	覚知			年 月 日		時 分			
	災害発生日時			年 月 日		時 分			
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(証明、㊦マーク、吹き流し、離着陸場所周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法	(周波数)		Hz						
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部長 様

深川市長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容	地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）								
	消防防災ヘリコプターによる活動内容								
災害発生状況 ・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考